

発議第1号

伊賀市議会委員会条例の一部改正について

伊賀市議会委員会条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成29年3月8日提出

提出者 伊賀市議会議員

田山 宏弥

嶋岡 壯吉

生中 正嗣

中谷 一彦

前田 孝也

記

伊賀市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊賀市議会委員会条例（平成16年伊賀市条例第291号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号エ中「水道部」を「上下水道部」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。